

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成27年6月26日
【会社名】	武蔵精密工業株式会社
【英訳名】	MUSASHI SEIMITSU INDUSTRY CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大塚 浩史
【本店の所在の場所】	愛知県豊橋市植田町字大膳39番地の5
【電話番号】	0 5 3 2 (2 5) 8 1 1 1 (代表)
【事務連絡者氏名】	上席執行役員 総務統括 内田 透
【最寄りの連絡場所】	愛知県豊橋市植田町字大膳39番地の5
【電話番号】	0 5 3 2 (2 5) 8 1 1 1 (代表)
【事務連絡者氏名】	上席執行役員 総務統括 内田 透
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 株式会社名古屋証券取引所 (愛知県名古屋市中区栄三丁目 8 番 20 号)

1【提出理由】

平成27年6月23日開催の当社第88回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金24円 総額 748,668,816円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

監査・監督機能とガバナンスの強化を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により経営の健全性と効率性を高めるため、会社法の一部を改正する法律（平成26年6月27日法律第90号）により可能となった監査等委員会設置会社に移行することができるよう定款の規定の一部を変更する。

取締役が期待される役割を十分に発揮でき、今後もふさわしい人材を招聘できる環境を整えるため、取締役会決議による取締役の責任免除の規定を新設するとともに、業務執行を行わない取締役とも責任限定契約を締結することができるよう定款の規定の一部を変更する。

機動的な資本政策および配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう定款の規定の一部を変更する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、大塚浩史、松本直弘、大塚晴久、濱田哲郎、宮田隆之及び神野吾郎を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、榊原信良、藤井 威、富松圭介及び山神麻子を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額400百万円以内（うち社外取締役80百万円以内）と定める。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額80百万円以内と定める。

第7号議案 第88期役員賞与支給の件

当期末時の取締役7名（社外取締役1名を除く）に対し総額3,605万円、当期末時の監査役4名に対し総額124万円の役員賞与を支給する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件な並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成率(%)	決議結果
第1号議案	277,919	66	365	98.27	可決
第2号議案	268,905	9,080	365	95.08	可決
第3号議案					
大塚 浩史	273,222	4,761	365	96.61	可決
松本 直弘	277,560	424	365	98.14	可決
大塚 晴久	277,559	425	365	98.14	可決
濱田 哲郎	277,560	424	365	98.14	可決
宮田 隆之	277,546	438	365	98.13	可決
神野 吾郎	277,550	434	365	98.14	可決
第4号議案					
榊原 信良	276,641	1,343	365	97.81	可決
藤井 威	208,884	69,099	365	73.86	可決
富松 圭介	277,544	440	365	98.13	可決
山神 麻子	272,476	5,507	365	96.34	可決
第5号議案	277,896	88	365	98.26	可決
第6号議案	277,892	92	365	98.26	可決
第7号議案	272,371	4,874	1,103	96.30	可決

(注) 1. 各議案の可決要件は次のとおりです。

第1号議案、第5号議案、第6号議案及び第7号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

2. 賛成率は、出席した株主の議決権の数(事前行使分及び当日出席分)に対する割合です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各議案が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上